

## 昭和57年度（問 題）

次のA、B、Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

### A （3問中2問選択）

1. 現行の団体定期生命保険における保険料と契約者配当の計算方式は毎年更新式かつ被保険団体ごとの毎年精算式であるが、それらの功罪を述べ、また将来いかにあるべきかを論ぜよ。
2. 責任準備金の積立を保険料と同一の計算基礎による平準純保険料式とすることについて意見を述べよ。
3. 各種の要因により募集経費中の固定費の割合が高まりつつあるが、それらの要因と将来の方向について述べよ。

### B （3問中2問選択）

1. 昭和59年に厚生年金保険制度の財政再計算と、それに関連して法改正が予定されているが、この機会に論議すべき問題点につき
  - (1) 厚生年金保険（政管部分）
  - (2) 厚生年金基金に分けて所見を述べよ。
2. 税制適格退職年金制度と厚生年金基金制度につき、制度上の差異を簡記し、企業年金制度としての両制度の今後のあり方につき所見を述べよ。
3. 厚生年金基金における現在の利差益の取扱い方法について、年金財政上の見地ならびに基金運営上の見地から論ぜよ。

### C （3問中2問選択）

1. 損害保険の保険契約準備金に関し一層合理性の高い制度を設けるとすればどのような構想が望ましいかについて、貴君の意見を述べよ。（未経過保険料、異常危険準備金、支払備金—IBNR に対するものを含む一等のうち、いずれについて述べてもよく、また、その二つ以上または全般について述べてもよい。）
2. 損害保険における料率検証のシステムのあるべき姿について、貴君の意見を述べよ。
3. 現在の社会においては、不慮の事故に起因する損害からの救済の手段として、社会保険その他による公的保障と民間の損害保険等による私的保障とが相互に補完し合っている。また、民営保険であっても、わが国の自賠責のように、公的性格を強く帯びているものもある。ついては、今後のわが国において、これらの各種の保障手段がどのように役割を分担するのが適当であると思うか。また、それらによる補償の基本的な内容や補償の大きさ等は、どのようなことが望ましいと考えるか。

## 昭和57年度（解答例）

A-1

団体保険と個人保険を比較すると、個別診査や個別の付保可能性の証明の省略、一契約のもとで複数の被保険者をカバーできること、大量管理、処理による低コスト等が団体保険の特徴である。

団体定期生命保険では、毎年更新式と平準保険料式が考えられるが、後者は団体養老、団体終身、団体年金保険では一般的ではあっても団体定期保険にはほとんど見られない。毎年更新式は自然保険料方式でもある。この自然保険料式は個人保険ではうまく機能しないが、団体定期保険では比較的うまくいく。以下、毎年更新式、配当の被保険団体ごと毎年精算式の長短を述べてみる。

長所

1. 安い保険料（その上、高齢者は平均保険料率の採用でさらに安い）で高額な保障が得られる。
2. 平準保険料式でないため、責任準備金を生じないメリットがある。
  - ① 脱退給付金、保険金の増減額処理等に伴う責任準備金計算が不要であり、年度途中の加入処理、配当計算も簡単である。
  - ② 責任準備金計算のための年齢、性、保険期間を反映した個人毎の保険料把握が不要である。
  - ③ 個人のヒストリーの登載、管理が簡略なものでよい。
3. 保険者には、収支上の問題等客観的な理由があれば、保険料の増額、制度の変更、さらに最終的には更新拒絶の機会が与えられている。
4. 加入者のターンオーバーにより前年との料率差が比較的小さく、その結果企業の福祉制度の一環として企業が保険料を負担している場合には長期的な予算がたてやすい。

短所

1. 個人毎の保険料に平均料率（大部分がこの方式）を適用する場合、個人毎に保険料のアンバランスが生じる。個人負担がある場合、若齢者は高保険料のために脱退し、その結果さらに保険料がアップし、さらに若齢者が脱退、また保険料アップといった悪循環を繰り返すことがある。

2. 責任準備金の担保が無いこと、1年毎団体毎精算であるために、とくに小団体では投機的な面に流れることがあり、死差損即解約といった収支上の不安定が生ずる場合がある。
3. 2年目配当のため、3月末日の決算時には平均の実績で配当所要額を計算する結果、所要額に過不足を生じ、安定しない場合がある。また、法人税のサイドから、半年の実績で年間の配当所要額を計上する矛盾が指摘されている。
4. 配当金計算と保険金支払いにタイムギャップが生ずるために、計理上、支払主義と発生主義が混在し易い。
5. 退職後の被保険者はファンドの蓄積がないままに脱退させられるか、継続しても高い保険料支出を要請されるケースが多い。

以上のごとくであるが、現行システムのメリットは契約者、被保険者にとって、安い保険料で高額保障が得られること、保険者にとっては管理が簡単なことに尽き、これにとって代わるシステムはそうはなく、今後とも続くであろうが、将来の課題として以下のことを挙げておこう。

#### 1. 計理面でのきめの細かい対応の必要性

現在のシステムでは、大団体は自家共済との比較が、小団体では1人死ぬか否かで死差損益が定まる投機的な問題が常についてまわる。大団体（例えば被保険者数3000人以上）には米国で実施されている経験料率を、中団体（例えば被保険者数300人以上）には現行方式を、小団体（例えば被保険者数300人未満）には個人保険方式を適用するというように団体規模毎に制度を変えるとすることも検討しなければならない。

また、現在のシステムでは保険金の倍率制限を設けたり、標準下体者の加入を制限したりして団体の均質化をはかる面ではよいとしても、その結果、契約者の希望とかけ離れた制度設計を余儀なくされる場合も多い。制限職業従事者についても特別保険料は徴収するも、毎年毎の団体毎精算では（とくに小団体では）うまく機能しているとは思われない。保険金の倍率制限は大幅に緩和し、標準下体者（制限職業従事者も含む）も個人毎に特別保険料を徴収して受け入れる一方、収支計算時には保険者が団体中の異分子部分（高額保険金額者の一定保険金超過部分、標準下体者）を保険料（特別保険料を含めて）とともに抜き出し、本体の団体は均質化して経験料率や現行シス

テムを維持し、異分子部分は別途集計して個別料率グループに吸収して決算するというように、計理上で対応を考えて、契約者の区々の希望をできるだけ実現するよう努めなければならない。

## 2. 低保険料と高額保障の問題

進み行く高齢化社会化の中で、定年退職後に保障が断絶したり、たとえ保障は継続しても、そのための保険料が禁止的に高くなることは酷なことである。死亡保障額はさほど大きくなくとも、保障は生涯続き、保険料徴収は退職時にストップする団体終身保険を契約者、保険者とも見直す時期にきているのではなからうか。

団体定期保険の高額化に伴い、転換加入特権について慎重に考える時期にきていないだろうか。この特権が世間に大いに認識され、高額保障者が陸続と個人保険に転換してくると逆選択の面から由々しき問題を引き起こそう。「転換者の死亡保険金はもとの団体の支出に含める。」「団体定期の配当の一部を逆選択コストとしてあてる。」あるいは「団体定期の保険料のなかにあらかじめ含めておく。」等の措置が必要となるとともに個人保険転換の場合の保険金を制限することも検討していくべきであろう。

### A-2

我国の民営生命保険における責任準備金積立方式の現状を、法規制、通達規制、保険審議会答申などとの関連を含め述べるとともに、(外国の例に及ぶならば、更に十分な解答となる。)責任準備金の性格、積立の意義、具備すべき要件などの一般論および現状からみたときの責任準備金の積立についての意見を、

- ① 保険料と同一の計算基礎を用いること
- ② 平準純保険料式によること

のそれぞれについて、または両者の組合せにおいて、次のような観点から述べることを期待される。

- (1) 生命保険契約に対する支払能力の確保の見地からは、いかにあるべきか。
- (2) 新契約費など支出の実態をも勘案した会計上の見地からは、いかにあるべきか。
- (3) 解約返戻金、保険約款上の責任準備金などとの関連においては、いかにあるべきか。
- (4) 契約者配当、税務上の問題などを含む内部留保および契約者還元上の見地からは、

いかにあるべきか。

- (5) 経営の効率化、会社間競争などの見地からは、いかにあるべきか。
- (6) 保険種類によって事情を異にする場合、或いは新規参入会社の場合などについての補足があるならば、より完全な解答となる。

### A-3

募集経費は、外務員経費、募集機関経費、営業活動費等から成っている。ここでは、個々の経費毎、またその合計経費について、固定費割合の変化状況等を述べることを避け、外務員経費が、募集経費中最大占率を有し、固定費割合の変化に多大の影響を及ぼす項目であることから、これを中心に論ずることとする。

#### 1. 要因

外務員給与規程の設定において、労働時間、勤務状況等を加味することは、業務の性質上、極めて困難である。そのため、従来、外務員給与は、結果としての販売成績を基準とし、能率給を原則としてきた。この能率給主体の給与規程が日本における生命保険事業の発展の一因となってきたといえる。反面、刺激の強さおよび身分・給与の不安定性により、外務員の大量導入、大量脱落を招き、募集上のトラブルを惹起させることにもなった。

これらの問題解決にとどまらず、高資質の外務員確保のためにも、給与の安定化が志向されるようになった。このような背景のもとで、最低賃金法の外務員への適用、外務員の専門化、外務員の定着率の向上、他業種との賃金水準比較等の要因により、保障給制度の導入および固定給比率の引き上げの方策がとられることとなった。その結果、外務員経費中に占める固定費の割合が増加してきたのである。

#### 2. 将来の方向

上述の固定給比率を高めた給与規程は、時代の要請するところであり、この趨勢に逆らうことは不可能であろう。従って、今後とも固定費割合の増加傾向は続くものと考えられる。このような状況下において、コスト面での効率化を考慮しておかなければならない。この観点から、以下に問題点、対応策等について述べることとする。

##### (1) 高能率職員の育成

この給与規程下では、外務員の能率がコストを左右し、低下した場合には、コス

ト高を招き、効率が悪化することとなる。従って、徹底的な教育訓練等により、高能率外務員の育成が必要となる。

## (2) 給与規程の改訂等

固定給部分の増加に伴い、外務員の販売意欲ならびに能率が低下しつつある傾向も見受けられる。この防止には、現在の規程に多少刺激的要素を加えることも考えられる。例えば、現行固定給の一部を成績段階毎に一定額が支給される準固定給的なものに替える方法である。成績段階の幅、支給成績の定め方によって、多少の刺激性を有すると同時にコスト逡減的な規程の設定も可能であろう。

また、給与の安定化をねらいとして固定給の引上げが行われてきたが、継続給要素を導入することによっても、その安定化は可能である。継続給制度についても検討すべきであろう。

## (3) 販売チャネルの検討

将来、外務員の能率低下に対して、如何に努力しても防止し得ない事態が発生するかも知れない。この場合、外務員と代理店との販売占率について検討する必要がある。すなわち、商品によっては、後者に傾斜させることも考えなければならない。勿論、外野制度の混乱を起こさせない配慮が必要なことは言うまでもない。

以上、今後の対策等を述べてきたが、最も重要なのは(1)の高能率外務員の育成である。(2)の給与規程の改訂、(3)の販売チャネルの検討は、補足的に考えるべきであろう。

昭和59年の厚生年金保険の財政再計算時期に合せ予定されている厚生年金保険法（関連政省令の改正を含む）は実施時期の後年繰延も含めば、厚生年金保険法実施以来の最大の改正になると予想される。従来の法改正は、昭和40年の基金制度導入、昭和48年の物価スライド制の導入という画期的な変更を含め、常に制度の拡充、給付の増大が主眼であったが、次回改正は、他の公的年金との関係調整を主眼とし、構造的給付の引き下げが方向付けられるだろう。これを機会に論議すべき主要な問題点は、次のとおり考えられる。

#### 1. 厚生年金保険（政管部分）

##### (1) 他の公的年金との関係整理（いわゆる公的年金統合問題）

公的年金の統合問題は、各種審議会、研究会等で議論されているが、必要性については、① 公平性の観点から制度間格差（給付算定方式、支給開始年令、国庫負担、スライド制等）の是正の要請、② 人口構造、産業構造の変化等から来る財政破綻の救済（国鉄共済の救済を直接の目的とした国共済と公企体共済の統合が発端となるだろう）の必要性、③ 行政改革的な意味からの管理機関の統合、④ 制度分立が生む重複給付の是正 といった観点から論ぜられている。又統合の方法については、① 完全一本化論 ② 基礎年金構想 ③ 財政調整論 等がある。制度間格差の是正論は以前からあったが、国鉄共済の財政破綻を目前にして、各公的年金の財政バランス、構造的給付の大きさ、格差の内容等について各方面に理解が広まって来ていることは、遅過ぎるともいえるが、結構な事である。統合の方向については、国民間で利害が絡んだり、既得権の意識も働こうが、この際は大局的見地から、公平性についても、長い目で考えて、充分国民へのPRも行い、大勢の合意を得て進めて行かねばならないと考える。外国の例も参考にしながら、日本の国情に合った方法を選択する必要がある。統合スケジュールについては段階的に進めるのが穏当であろう。

##### (2) 給付水準の引き下げ

統合問題と絡む問題であるが、厚年も構造的水準の高さが制度の成熟と共に認識され始めた。現在の受給年金額は未だ高いとは言えないが、40年加入が普通になって来た場合、加入者平均標準報酬の83%の給付との試算があるが、これは世

代間公平性から言っても、高過ぎると言わざるを得ない。保険料負担も、現行の制度で推移すれば35%に達する。これも負担能力を超えると考えられる。何らかの給付引下げ方法が論議されなければならない。この場合、現行水準からのスムーズな移行が行われなければならない。漸次引き下げの検討においては、聖域とされている完全物価スライド制の関係も吟味される必要があろう。

### (3) 支給開始年齢の引上げ

現在の男子60歳、女子55歳（抗内夫55歳）を65歳に引上げる議論がある。これは、他の公的年金制度との絡みで考える必要があり、又定年年齢再雇用実態との関係で考える必要がある。この辺りの事情を考え、更に人口構造的に高齢人口対生産年齢人口の比率を見れば、西暦2000年頃から15年間位で65歳に移すのが妥当とも考えられる。それまでに女子は60歳に引き上げて置くことが妥当であろう。

### (4) 婦人の年金権の確立

国民年金は自営業者の夫婦加入を前提として構成されているが、厚生年金は、加入者の妻への加給もあり世帯単位の考え方を取っている。一方厚生年金の加入者の無業の妻は、国民年金に任意加入出来ることになっており、非加入者とのアンバランスが問題となっている。又離婚した被用者の妻が無年金者になるという問題点もある。他の公的年金との関係に於ても矛盾なきようこれらの問題点を整理する必要がある。

### (5) その他

この機会に検討しておくべき事項として上記の他に

- ① 社会保険料方式継続の確認（税方式との対比）
- ② 財政方式と保険料率の確認、財政状態と世代間公平性の再認識。
- ③ 在職老齢年金の吟味
- ④ 適用事業所の拡大（5人未満等）
- ⑤ 種別区分の再検討
- ⑥ 資産運用の効率化（自主運用、福祉運用の検討）

等種々考えられるが、直ちに変更を要するとは限らない。順次長期的観点から、再検討の上、継続又は変更をしていくべき事項である。

## 2. 厚生年金基金部分

#### (1) 代行部分の再検討

公的年金の統合とも関係するが、厚生年金の給与比例部分の給付率10/1000が引下げられれば、直に代行部分の再検討が必要になる。しかし代行部分の給付率引下げには必ずしも結びつかない。基金制度に物価スライドを持ち込んでいない事を勘案すれば、現行代行部分を控除して政管部分からの給付とする構成も可能だからである。基金制度育成の見地から代行部分維持の方向で検討されることが望まれるところである。

又支給開始年齢が引上げられれば、基金の代行部分としての支給開始年齢も同様に引上げとなるだろう。基金で現在の支給開始年齢を変えなければその差は付加給付部分とすることになるだろう。

全公的年金について基礎年金構想が実現されれば、厚生年金の付加年金と基金制度の代行部分が整合的に位置付けられる必要がある。

#### (2) 免除料率

代行部分の変更に応じて免除料率も変更されることになるだろうが、この際財政方式も含め算定方法の再吟味も行う必要があるだろう。常に基金側からのアップ要求がある現状を踏まえ、算出方法の明確化、ルール化を確立して置きたい。それに則して59年再計算に係る免除料率の変更もなされる必要がある。

#### (3) 最低責任準備金

これも代行部分の変更に応じて検討する必要がある。又算定方法の再確認を行っておいた方が良いだろう。

#### (4) 基金制度固有の問題点の整理

この法改正で検討が必然的に行われねばならないということではないが、この大改正に際して検討或は変更を行うことが望ましい問題点としては、

- ① 基金制度の企業年金としての役割り重視。即ち加算部分の設計基準の緩和
- ② 設立要件（人数、総合、連合設立の要件等）の緩和
- ③ 利差益使用の弾力化。P. S. L償却の弾力化
- ④ 業務運営の合理化（年金経理予算の廃止、軽微な変更の届出制等）
- ⑤ 特別法人税の撤廃

等が考えられる。適格年金制度とのバランスも考慮し、公的年金代替を私的活力

を生かして実現する制度としての企業年金育成の観点から検討することが望まれる。

## B-2

当問題は

- ① 税制適格退職年金制度と厚生年金基金制度との制度上の差異についての受験者の理解の状況、および
- ② それに基づく、企業年金制度としての両制度の性格づけと今後のあり方についての受験者所見

の二つを問うものである。本年度の受験者の傾向としては、①については比較的正確かつ包括的な知識を持つ者が多かった反面、②については筋の通った所見があまり見られないという点が特徴的であった。なお、②については、当然のことながら、受験者の考え方をいかに的確に、かつアクチュアリアルな面への配慮をも含みつつ、筋途だてて議論しまた記述するかがポイントであって、結論そのもの——両制度を併存すべきか、あるいは両制度を統合すべきか——は、どちらでもさしつかえない。

さて、①については、

1. 基本的性格の差異（例：根拠法規、主務官庁、公的年金制度との関係、運営主体等）
2. 上記1に基づく年金制度面での差異（例：人数要件、年金支給期間、年金支給要件、加入者範囲、財政方式、等）
3. 上記1に基づく税制面での差異（例：特別法人税、掛金課税、給付金（含年金）課税、等）
4. その他契約面、運用面等での差異（例：信託契約、業務委託、許認可方法等の差異、財投協力、還元融資の有無、等々）

の四つ（特に1～3）が簡記されていればよい。

②については、①で簡記した実態に鑑み、

1. 被用者の老後所得面
2. 企業の労務政策面、等

より見ての両制度の長短を簡潔に論じ、それに基づく両制度の併存（あるいは統合）

の是非につき所見を述べ、あわせて、要すれば

3. そのための環境整備面（例：各種規制の緩和、税制統一、受給権保全、等々）について触れてあればよい。

要は——厚生年金基金制度は公的年金制度の一部代行を基本的性格とするが故に、被用者の老後所得面でより手厚い配慮が加えられている反面、各種規制が強く、企業の労務政策面からみればかなりの工夫を要する制度である。一方、税制適格退職年金制度は私的年金としての色彩が強く、かなりの自由裁量が認められるため企業の労務政策面からみればよりやり易い面をもつが、老後所得を中心に考える場合には、逆に、より限定的であることはいなめないという性格を持っている。

また、少しく角度を変えて、企業の資金負担面から両制度を比較してみると、制度規制面の差、税制面の差、更には制度運営管理面の差によって、両制度の「優劣」は企業毎にかなり複雑な様相を呈してくるということも事実である。

しかしながら、公的年金制度に限界が見えつつある今日、公的年金制度を補完し、あるいはそれに並ぶ制度としての両制度の存在は、今後益々その重要性を増してくるということだけは、まず疑う余地がない。

この意味では、両制度の併存を是とするにせよ非とするにせよ（併存説に立つ場合は、例えば、現状の急激な変革は無理との認識の上に、両制度の長所をよく判断し、相互補完的かつ各企業の実情に応じた使い分けをすべきとの論となろうし、統合説に立つ場合は、例えば、私的年金制度としての「あるべき姿」に照して、現状の矛盾点・不合理点を指摘し、その早期解消に向けて注力すべきとの論となろう。）、企業年金制度に代表される私的年金制度をより設立し易くさせ、制度の内容を本来の目的により近づけ、充実せしめるための条件整備、環境整備——それもアクチュアリー機能に信頼をおく方向での整備が望ましいが——こそは、現下の急務、とひとまずは考えられる。——

といった諸点が簡潔におさえられ、それにつき受験生自身の明晰な意見が記述されていけばよいのである。

## B-3

### 1. 年金財政上の見地

厚生年金基金の年金資産は本来、将来の年金あるいは一時金として支給するため

に準備されているものである。ただ計算上は予定利率が年5.5パーセントを基準にして算定された掛金を積立てたものであり、財政上は運用利回りだけに着目すると、年5.5パーセントに運用されていれば、将来の給付を行うには支障がないといえるので、年5.5%を上回る運用差である利差益は、財政上は剰余であるといえる。

しかし利差益は他の差益とやや異った性格をもっている。というのは、運用利回りの現状からすれば、差益が確実に発生するが、基礎率の一つである昇給率にはベース・アップが折込まれていないことによる不足金を、利差益でカバーするというような、利差益には財政上の安全弁としての役割がみられる。

さらに利差益は将来の財政面の悪化に備えるために、基金に留保することも必要であるし、また将来の給付額を改善するための財源にも使用すべきである。したがって利差益は安易に年金財政（年金経理）以外に使用するよりも、将来の財政の展望をふまえて、基金に留保することが望ましい。

## 2. 基金運営上の見地

基金運営を円滑に行うためには、利差益の一部を業務経理に繰り入れ、業務経理の費用として使用することができる。主な用途として、一つは基金事務運営のための経費にあてるものと、もう一つは、加入員あるいは加入員であった者に対して、基金の魅力を強める手段として、昭和48年の厚生年金保険法の改正により、基金の福祉施設を実施することができるようになったが、そのための費用にあてるものである。

その内容は厚生省年金局長通知に次のとおり定められている。

### (1) 繰入れができる基金

第1回目の財政再計算が終了し、所定の手続きを完了した基金

——年金経理の財政状況が健全である基金

### (2) 繰入れ限度額

利差益のうち、最低責任準備金に相当する部分については、年7パーセント、最低責任準備金に相当する部分を超える部分については、年6.2パーセントの利率を超える額であること。

### (3) 繰入金金の用途

#### ① 基金事務の機械化合理化のための経費

- ② 給付改善のための調査研究費およびその周知普及費
- ③ 加入員および受給権者に対する基金制度の啓蒙費で、経常的でないもの
- ④ 基金事務所の災害復旧、移転等臨時の経費で、都道府県知事が認めたもの
- ⑤ 福祉施設の経費

ところで、年金資産の増大に伴って、多額の利差益が発生する状況になってくると、基金にとっては、利差益の有効利用の一つとして、業務経理への繰入れの希望が強まるし、福祉施設を充実させることによって、基金そのものの魅力を発揮することは、加入者および年金受給者にとっても有意義なことである。

しかし業務経理への繰入れにあたっては、あくまでも原則は年金財政の健全化および将来の給付の充実を優先するという、基本的考え方に立ったうえで、年金財政状況、将来の給付改善計画などを勘案しながら、利差益の有効利用も基金の発展のためには必要なことでもあろう。

## C-1

損害保険における各種の保険契約準備金の積立方式については問題が極めて多い。以下は理論上の主要な問題点を挙げたものであるが、このほかにも論ずべき事項は少ない。解答においては、実務面の具体的な諸問題も考慮し、アクチュアリーとしての視野において望ましい制度の構想を述べる事が望まれる。

(イ) 未経過保険料については、当年度収入保険料から既に支出済みの新契約費（特に、代理店手数料）を差引いた残額を基礎とするのと、現行方式のように収入保険料の全額を基礎とするのと、いずれが合理的かの問題がある。保険金支払の準備としては、前者の方法でよいようにも考えられる。他方、保険契約解約等の際の返戻保険料の負担や、会社清算の場合の未経過保険料返還義務（保険業法第134条第2項）などを考慮すれば、収入保険料の全額に未経過期間の割合を乗じたものが負債性引当金の性質をもつとの議論もあり得る。また、前者の方法（新契約費を控除する方式）によるときは、もし既収保険料の料率水準が低過ぎたためクレームコストを償えない場合には、それに未経過期間の割合を機械的に乗じた額では未経過責任を充足できないことは明らかであるから、損害状況の推移に即してアクチュアリアルに算出された別途の積立分をこれに付加する必要を生ずる。

後者の方法（現行方式）による場合の一つの問題点は、損益計算書上の収支が営業成績の実態から乖離することである。すなわち、この方法の場合は、保険料が増収傾向にあるときは未経過保険料積立の負担のため損益計算書上の利益が実態よりも小さくあらわれ（または、損失が実態よりも大きくあらわれ）、逆の場合は逆となる。新契約費を控除して未経過保険料を計算すれば、理論上この難点は回避されることになる。

現在、わが国および米国では後者の方法が用いられ、ヨーロッパ諸国の多くでは前者の方法が用いられているようである。

(ロ) 異常危険準備金については特に問題が多い。わが国の異常危険準備金は平衡準備金（危険変動準備金）と巨大災害準備金との二つの性格を有すると考えられるが、いずれかといえば前者の性格が強いといえよう。平衡準備金としての機能を果たすためには、損害率の実績値が損害率の期待値を超えた年度にはその差額につき準備金を取崩し、逆の場合にはその差額につき準備金への繰入れを行なうのが、基本的な考え方として

正当であると思われる。しかし、現行制度によれば、取崩しは損害率が所定の画一的な数値——この数値は損害率の期待値とはいえない——を超えた場合になされ、一方、繰入れは毎年度一定率によって行なわれる。たとえば、取崩しは、火災保険、自動車保険共に、損害率が50%を超えた場合に行なわれるが、自動車保険では損害率の期待値は50%よりも高いから、このような取崩しは架空の利益を計上することになる。また、取崩しが、損害率の期待値に大きな差異のあるいくつかの保険種目（たとえば自動車保険と各種の新種保険）を一括してなされることや、この場合の損害率が paid to written basis で計算されることも、合理的とはいえない。さらに、準備金の累積積立額の最低限度や最高限度は、各保険種目ごとに（また、その種目において異質の担保種類があるときは、そのような担保種類を区分して）当該種目における損害の分布の状況に応じて定められるべきであろう。異常危険準備金は、危険変動や巨大災害に備えて保険経営の安定をはかると同時に、確率現象としての保険収支にあらわれる偶発的な偏差を合理的に処理して期間損益を正しく把握するための制度であるから、その計算方式は確率論によりよく合致するように構成されていることが望ましい。

い) 支払備金の計算については、自動車保険等において、いわゆるケース・メソッドのほかに統計的手法（loss development の分析など）を併用することや、IBNRの見積りにあたって、計算式に機械的に依存するだけでなく、その時々の実際の統計を同様の手法で綿密に分析することが、検討の対象になり得るであろう。また、支払備金を事故発生年度別に区分したうえ、それぞれにつきその後の各年度に生じた清算損益（備金積立額と現実の支払額との差額）を明確に表示してその推移を観察することも、未払保険金の正確な見積りの助けとなると考えられる。

支払備金に関する上記のような方法は、すでに多くの国で実施されている。未払保険金の適切な見積りは、保険収支の正しい把握のためにも料率の科学的算出のためにも不可欠であるので、この分野では一層の改善の努力が必要と思われる。

## C-2

料率検証の基本原則およびこれに関連する一般的な問題点は、大略次の如くであると考えられる。解答においては、これらと、現在の実務慣行および実際面での諸問題とをあわせ検討し、具体的な意見を述べることが望まれる。

(イ) 料率検証の目的

損害保険料率は、総体として収支の均衡する水準になければならず（収支相等の原則）、また個々のリスクの危険度をできるだけ正確に反映していなければならない（給付反対給付均等の原則から）。一方、リスク事情は刻々に変化するため、料率はその時々々のリスク事情を最も忠実に反映するように、定期的に見なおされ、必要に応じて迅速に改定されなければならない。料率算出機関は、このようにして、いわゆる「料率の3原則」に合致する料率が常に適用されるように努めることを要する。料率検証は、これを目的とする作業である。

(ロ) 料率検証の基本的手法

料率検証の手法には、policy year basis によるものと incurred to earned basis によるものがある。前者は、正確度においてまさるが、利用するデータが平均的に後者の場合よりも古いものとなる。従って、リスク事情の変化の少ない保険種目や、大数の法則が十分に働かないためかなり長期間の統計によらなければならない保険種目には前者が適するが、リスク事情の変化の激しい保険種目にあっては、後者の方法によって最新のデータに基づく検証を行なうことが必要となる。

料率検証には、いわゆる純保険料法（pure premium method）と損害率法（loss ratio method）との2方法がある。前者は、単位保険金額あたり又は契約1件あたりの平均クレームコストを算出するものであり、詳細なリスク分類に従ってリスク・グループごとの料率検証を行なう場合には主としてこの方法が用いられる。後者は、実績損害率（損害額÷収入保険料）と予定損害率とを比較し、その割合によって料率の妥当な引上・引下率を判定するもので、総体としての料率水準の検証を行なう場合に多く用いられる。

純保険料法による料率検証は、まず過去の（統計資料の得られた直近年度の）保険統計を分析して、その統計に基づくクレームコストの期待値を算出し、ついで、その統計の対象年度から、当該検証によって定められるべき料率の使用予定期間までの間につき、クレームコストの増減の傾向値（trend factor）を見積り、後者によって前者を修正するという手順でなされる。この場合、

- (a) 大数の法則のよく機能する保険種目については、平均的なクレームコストの水準は単年度の統計から判断できるが、大数の法則の十分に働きのくい保険種目につい

では、ある程度の年数の統計によらなければならない。また、前者の場合も、各リスク・グループ間のクレームコストの比率は、通常、数年間の統計によって求めることが必要とされる。

- (b) 上記の傾向値は、事故頻度 (claims frequency) と 1 事故あたり平均損害額 (average claims amount) とでそれぞれ異なる要因に支配されるから、クレームコストはこの両者に分解して観察することが必要となる。また、この傾向値は、損害の種類 (たとえば、自動車の対人賠償保険において、死亡、後遺障害、傷害の別) や損害の内訳 (同じ例において、医療費、逸失利益、慰謝料等の別) により、かなり異なる法則に従うことがあるから、必要に応じクレームコストをこれらと別に細分して検討しなければならない。

㍻ 料率検証に関して留意を要する若干の事項

料率検証に関し留意を要する点として、次の事項が挙げられる。

- (a) リスク事情の変動の激しい保険種目にあつては、料率検証はなるべく短い時間間隔をもってなされるべきであろう。この場合、年 1 回、純保険料法によるリスク・グループごとの詳細な検証を行なうほかに、半年ごとまたは四半期ごとに、損害率法による総体的な料率水準の検証を行なうというような方法も考えられよう。
- (b) 検証の結果は敏速に実際の適用料率に反映されるべきである。特に、大数の法則のよく機能する保険種目にあつては、比較的短期間の統計をもってクレームコストの期待値の変化を確認できるから、その確認されたところから従って迅速に料率の引上げ・引下げが行なわれることが望ましい。統計的確率に依存する保険事業にあつては、このことは、健全経営のためにも、また保険契約者の利益保護のためにも、極めて重要である。なお、その場合は、料率改定が頻繁に行なわれることとなりやすいから、それを過大な費用や事務上の混乱なく実施できるように、料率表の構造が合理化されていることが望まれる。自動車保険における点数制タリフなどは、その手段の一例といえよう。
- (c) 料率検証を正確に行なうには、未払保険金が正しく見積られていることが不可欠である。また、IBNR について、科学的な手法による見積りがなされていなければならない。
- (d) 料率検証に伴って、現行の料率区分 (リスク分類) の適否の検討も継続的になさ

れるべきである。

(e) 料率検証に用いた資料および検証の過程は、第三者にも理解しやすいように明瞭に整理され、ディスクロージャー（料率団体法第8条）の用にあてられることを要する。

(二) 料率検証における若干の困難な問題

料率検証については次のように若干の困難な問題があることも念頭におかれるべきであろう。

(a) クレームコストの増減は、リスク事情の変化や貨幣価値の変動だけでなく、保険者の営業政策の変化によって——すなわち、危険選択の方針における変化や、その他販売上の重点の変更などによって——影響されることもあり、また保険者の損害査定方針にも影響され得る。算定会等における料率検証にあたってこの事情をどのように考慮できるかは、やや困難な問題である。

(b) 料率検証に際しては付加保険料率もちろん対象となるが、算定会は、各保険者の事業費の実績値は知り得るけれども、料率に算入すべき適正な事業費を確実に測定することは必ずしも容易になし得ない。また、総体としての事業費を各保険種目や各物件種別に合理的に配分する方法や、会社による事業費率の差異に関する処置についても、問題が残されている。

C-3

不慮の災害に対する公的保障および私的保障の相互補完の現状ならびに各場合の公的保障の性格は、下記Ⅰのように要約できるであろう。解答においては、これらの事項を勘案のうえ、下記Ⅱに挙げた問題点につき具体的に所見を述べることが望まれる。

Ⅰ. 公的保障および私的保障の相互補完の現状

(1) 公的保障手段（ないしは、保障に関する公的措置）

現在、不慮の災害に対する保障システムに関してなされている公的措置は、次の三つの範疇に大別できるであろう。

(a) 強制賠償責任保険またはそれに代る事故補償システム

現代の高度産業社会においては、各種の社会的危険による災害が不可避免的に大量に発生する。このため、その被害者の救済を確実にすることを目的として、そ

の種の社会的危険をつくり出している者に賠償責任保険（または災害補償保険）の付保や救済基金の醸出を強制する制度が設けられている。この制度は、特に交通事故、労働災害および原子力危険について一般的であるが、近年、薬害（生産物の欠陥による損害の一つとして）や環境汚染による健康被害などにも及ぶに至っている。また、これらの強制保険等は無過失責任制（またはそれに近い厳格な責任制度）と結びついていることが、各国において通常である（英法系諸国では若干事情が異なっているが）。被害者が加害者側の過失を証明した場合にのみ賠償責任が認められるという伝統的な過失責任制の下では、前記のような社会的危険からの被害者救済は極めて不十分にしか行なわれず、そのため不公正な結果を招くことが多いからである。

無過失責任制と強制賠償責任保険との結合は、結局のところ、ある特定種類の社会的危険から生ずるすべての損害を、加害者側の過失の有無を問わず、その社会的危険をつくり出しているすべての者に共同負担させる仕組みを意味する（ただし、この仕組みだけでは、被害者に過失があった場合には過失相殺分が控除されるし、また受傷者が単独でひき起こした「自損事故」は担保されないが）。そうとすれば、この仕組みをさらに一歩進めて、損害賠償責任の観念を介在させない直接的な事故補償のシステムを設ける方が効率的・合理的ではないかという問題が生ずる。いわゆるノー・フォールト保険は——その内容は国により様でないが——この方向に沿ったものであり、また、わが国の自賠責保険のように、賠償責任保険でありながら、事実上そのような事故補償保険の方向に傾斜した運用がなされているものもある。そのほか、わが国の労災保険（社会保険としての）は、雇用主に無過失責任を課すとともに、政府の補償保険給付によって雇用主にその責任の免脱を得させるという構造の上に立っており、責任保険の形式をとっていない。さらに、災害の種類を問わずあらゆる人身事故につき総合的な直接補償のシステムを設けることも、すでにある国で実施されている（ニュージーランドの1972年事故補償法）。

なお、責任を負うべき者を特定できない場合や、その者が無保険である場合には、被害者の救済は直接的な事故補償のシステムによるほかない。自動車損害賠償保障事業はその代表的なものである。そのほか、賠償責任保険の強制になじま

ない分野においても事故補償システムが設けられる。犯罪被害者補償法はその一例である。

上述の強制保険や事故補償システムを民営とするか公営とするか、また民営の場合にどの程度の公的規制を行なうかは、国により、また災害の種類によって、一様でない。自動車事故については、ほとんどの国が、民営の強制保険制度を採用し、これに対してなんらかの公的規制を行なっている。わが国の自賠責保険にあっては、政府による規制が極めて厳格であり、公的性格が特に強い。また、労災保険は、わが国を含め公営としている国が多いが、民間保険会社がこれを営む国や（米国等）、同業組合がこれを管掌している国もある（西ドイツ）。一方、すべての種類の人身事故につき、政府が社会保障による直接的な給付を行なうこととし、個別的な強制保険制度を廃止した国もある（ニュージーランド前掲）。

(b) 保険の仕組みに乗せにくいリスクの引受けのための公的支持手段

不慮の災害に対する保障システムについての公的措置のうち、第2の範疇に属するものは、通常の私的保険のメカニズムを用いにくいリスクにつき、なんらかの公的な支持手段によって保険を実施する制度である。たとえば、自然災害（地震、風水災等）のように、大数の法則が十分に機能せず、また逆選択が著しくなるリスクや、米国の大都市の一部地区の火災・騒じょう危険（FAIR Planの対象）のように、危険度が高く商業採算ベースでの保険引受けがむずかしいリスクにつき、国家再保険、強制プール制度（保険者間の）、強制保険化（逆選択防止のための）などの措置が講じられることがある。

(c) 私的保険の原理の適用が不適当な分野における公的保障

第3の範疇に属するものは、私的保険の原理——すなわち、危険集団の構成員が各自のリスクに見合った醸出をすることによって相互に危険を分散するという仕組み——をそのまま用いることが社会政策的見地から適当でない分野における保険であり、一般的な社会保障システム（社会保険および公的扶助）に包摂されるものである。具体的には、——前述の労災保険のほか——健康保険や各種の年金保険が不慮の人身事故に対する救済の機能を有しており、また生活保護その他の公的扶助制度も、人身事故の犠牲者やその家族に対してこの用をなす。社会保険においては、多くの場合、給付反対給付均等の原則の不適用（所得に応じて保

除料負担を課すことが多い)、受益者本人のほか雇用主の保険料負担、必要ある場合の国庫補助、給付額に関する公的基準の設定など、私的保険におけるのと異なる原理が用いられる。<sup>(注)</sup>

(注) ただし、社会保険であっても、もっぱら(a)の分野を対象とするもの——たとえば労災保険——の場合は、かなり事情が異なる。この場合は、原理的には、リスクに応じた保険料負担が適当であろう。

#### ロ) 私的保障手段

以上のような公的措置を伴う保障手段に対し、純粹の私的保障手段としては、次のものが挙げられる。まず、前述の第1の範疇(ⅰa)に係るもの、すなわち、責任を負うべき第三者の存在する災害については、その責任を負う者の側の保障手段として各種の賠償責任保険(任意保険としての)や労働災害総合保険があり、また被害者側の保障手段として傷害保険、生命保険および各種の損害保険(自動車両保険その他)がある。第2の範疇(ⅰb)に係るものは、それぞれの損害保険——その供給が可能である限りにおいて——である。第3の範疇(ⅰc)に係るものとしては、傷害保険、所得補償保険、生命保険および私的年金制度がある。

#### ハ) 公的保障と私的保障の概念

上述の各種の保障手段のうち、何をもって公的保障と観念し、何をもって私的保障と観念すべきかは、明確でない。公営と民営との別は必ずしも基準にならない(たとえば、生命保険の分野における郵政省の簡易保険は公的保障とはいえないであろう。一方、社会保険に含まれるものは、組合保険も政府管掌保険もすべて公的保障であることに疑問はない)。また、強制付保や強制引受の有無も必ずしも基準にならない(強制保険であっても、単に既存の私的保険をある種のリスクに関してそのまま強制化したものなどは、公的保障とはいえないであろう。倉庫業者に課せられる火災保険の強制はその例である)。両者の区別の基準としては、必ずしも運営主体や強制付保・強制引受の有無にかかわらず、主として次の要件をみたまのをもって公的保障とし、その他のものを私的保障とするのも一つの考え方ではないかと思われる。

- ① 制度の創設および維持が政府その他の公的機関により社会政策的または経済政策的目的をもってなされていること。

② 保険制度による場合も、保険関係の成立またはその内容——契約条件、保険金額その他——につき、契約自由の原則が認められないか又は強く制限されていること。

③ 私保険における基本的諸原則と異なる原理——たとえば、給付反対給付均等の原則に従わない保険料負担配分、公定の保険引受機構、保険給付に関する社会政策的な公定基準など——が強制されること。

この観点からは、自賠責保険などは公的保障に属し、また地震保険（「地震保険に関する法律」に基づくもの）も強くその性格を有するといえよう。

## II. 公的保障と私的保障の相互補完における問題点

第1の問題は、公的保障のなされるべき（あるいは、保障について公的措置の講ぜられるべき）災害の種類である。一般論として、前記I.(f)の各項に述べた諸分野においてなんらかの公的措置を要することは異論のないところであろう。しかし、これらの分野においても災害の種類は多岐にわたっており、それぞれについて公的措置の要否が問題となり得る。趨勢としては、保障につき公的措置の講ぜられる災害の種類は増加しつつあるといえる（前掲のニュージーランドの制度は、その最も徹底したものであろう）。

第2の問題は、どの程度までの公的規制が適当か、また運営主体として政府、保険組合、民間保険会社等のどれが望ましいかである。これは、それぞれの災害の種類や保障の性質に応じ、公共の見地からの規制の必要性の程度と、民営事業の効率性、自治制度の長所、市場原理の効用等とを比較考量して判断されるべき事項であろう。

第3の問題は給付水準である。すなわち、公的保障による給付をどの程度まで行ない、私的保障による給付の余地をどの程度残すかである。世上、公的保障手段による給付は最低保障ないし基本保障にとどめ、それを超える部分は私的保障に任せるべきであるとの論が多い。前記I.(f)(c)の分野については、この論は、現在の社会通念の下では原則的に妥当といえるかと思われる。社会政策的目的による保障のために各人が自己のリスクの大きさに比例しない釀出を強制される場合は、その目的の達成に必要な範囲を超えて各人に負担を課すのは不相当とするのが通念であろうからである。また、強制保険とすること自体による国民の負担感や、国庫補助を伴う場合の財政負担についても、それらの許容限度に関する問題があるであろうから、その面からも公

的保障の給付水準は制約をこうむる。前記 I. (i)(b)の分野においても、ある程度同様の事情がある。ただし、その最低保障ないし基本保障とはどの程度のもをいうかが問題であり、その妥当な水準はそれぞれの社会状態によって大きく異なる。一方、前記 I. (i)(a)の分野での保障、すなわち責任を負うべき第三者の存在する災害をもっぱら対象とする保障については、各国の制度は必ずしも最低保障ないし基本保障に限定されていない。たとえば、自動車事故については、先進諸国では、完全賠償をするに足るだけの——あるいは、それに近い——高額の責任保険の付保を強制している例が多い（ただし、それらの強制保険に対する公的規制は概してわが国の自賠責保険におけるほど厳格でないので、直ちにこれらを公的保障の範疇に含めることは不適當かとも思われるが）。

第4の問題は保障の方式である。特に、前記 I. (i)(a)の分野においては、——災害の種類にもよるが——将来とも賠償責任保険の方式を続けるか、それとも直接的な事故補償保険の方向をより強く指向するかの問題があろう。また、給付構造についての問題も重要である。特に、一定の基準による定型的給付を可とするか（社会政策的目的による最低保障ないし基本保障の場合はこの方式がなじむであろう）、個々の損害の事情に応じた非定型的給付を可とするかの問題や、すべてを一時金給付によるか又は逸失利益、重度後遺障害者介護料等については年金給付によるかの問題などが考慮されるべきであろう。

なお、わが国の自動車保険においては、自賠責保険と任意保険との関係について大きな宿題が残されており、これに上記の問題点がすべてかかわっていることに留意したい。

公的医療保険を補完する画期的な商品として61年4月から損保は医療費用保険、生保は医療保障保険を発売しているが、民間保険の役割はあくまでも公的保険制度を補完するものであり、公的医療保険制度の機能、役割を阻害するものであってはならないということを基本的なこととして認識するよういわれている。今後これらの保険手段がそれぞれどのように役割を分担していったらよいか、新しい課題として把握し、ふれることがよい。

## 経 営 Management

1. 台湾における責任準備金の積立水準の現状と問題点を記し、さらに将来あるべき姿について論ぜよ。

Describe the present level of accumulating liability reserves in the Republic of China and make some comments on it. Also state how it should be in the future.

2. 生命保険の利用による従業員福祉制度の現状と将来について記せ。

Describe the present situation of employee benefit programs which make use of life insurance. Then state your views on the future of them.